

令和7年(2025年)11月28日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の
実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

| 学校名 | 措置の内容 | | 感染症名 | 期 間 |
|--------|-------|-----|---------|--------------|
| 赤川小学校 | 学級閉鎖 | 1学級 | インフルエンザ | 11月29日～12月2日 |
| 北美原小学校 | 学級閉鎖 | 1学級 | インフルエンザ | 11月29日～12月2日 |

2 臨時休業等の状況（11月28日時点）

(1) インフルエンザ

| | | |
|-------|----|------|
| ・学級閉鎖 | 9校 | 26学級 |
| 小学校 | 8校 | 23学級 |
| 中学校 | 1校 | 3学級 |
| ・学年閉鎖 | 1校 | 2学年 |
| 中学校 | 1校 | 2学年 |

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課（21-3545）